

「いのちと暮らしを守る」「子どもを共に育む」 ための福祉施策の推進について

京都市社会福祉審議会 諮問事項

「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について」「敬老乗車証の今後の在り方について」説明資料



京都市保健福祉局

少子高齢化の進展

我が国においては、諸外国に例を見ないスピードで、少子高齢化が進展している。

今後もこの傾向に変わりはなく、老年人口の増大とともに、生産年齢人口の減少が見込まれ、社会経済構造に大きな影響を与えるものと見込まれる。

<京都市における現状>

○高齢化(老年人口)率 24.1%

<24年9月15日現在推計>

⇒4人に1人が高齢者(65歳以上)となることが目前

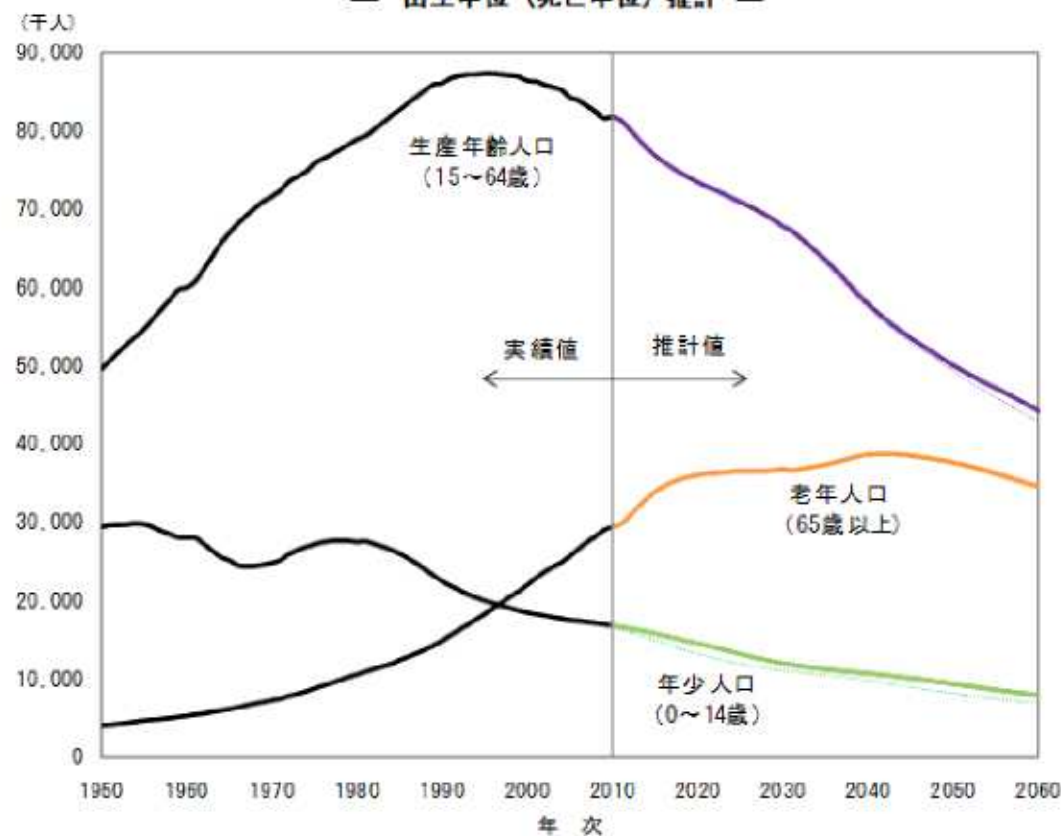
○合計特殊出生率 1.21

<23年数値 独自集計>

⇒全国数値(1.39)を下回る

図1-3 年齢3区分別人口の推移

— 出生中位(死亡中位)推計 —



社会保障と税の一体改革について

平成24年3月30日 政府は「社会保障と税の一体改革」関連法案を国会に提出
＜主な内容～政府説明による～＞

- ① 未来への投資(子ども・子育て支援)の強化
- ② 医療・介護サービス保障の強化／社会保障制度のセーフティネット機能の強化
- ③ 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)
- ④ 多様な働き方を支える社会保障制度(年金・医療)へ
- ⑤ 全員参加型社会, ディーセント・ワークの実現
- ⑥ 社会保障制度の安定財源確保



いわゆる「3党合意」のもと、「社会保障制度改革国民会議」の設置や, 市町村の保育義務の規定等, 所要の修正等の措置が講じられたうえで, 「社会保障改革推進法」「子ども・子育て新制度関連3法」などが, 本年8月10日に成立した。

＜本市の取組＞

国民健康保険の一元化や, いわゆる「子ども・子育て新制度」に基づく具体的な制度設計, 生活保護制度の抜本的な見直しの方向性など, 改革を取り巻く課題について, なお具体像が明らかでないため, 国において, 早急に検討のうえ, 具体的な方向性を明らかにされる必要がある。

これらの制度改革の状況を注視するとともに, 他の政令指定都市とも連携し, 引き続き国に対し提言していく。

(「生活支援戦略」中間まとめに関する指定都市市長会意見 平成24年7月 等)



京都市の政策における福祉施策の位置づけ

＜はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン(京都市基本計画)＞
平成23年度～平成32年度までの10年間の都市経営の基本となる「未来へのシナリオ」として、市会の議決を得て平成22年12月に策定

＜「いのちとくらしを守る」「子どもを共に育む」重点戦略＞

京都の未来像を実現するための方策として、特に優先的に取り組むべき事項として、

○ 安心・安全と生きがいを実感できる「いのちとくらしを守る戦略」

○ 子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」

など、11の重点戦略を設定

11の重点戦略は、福祉分野を含む複数の行政分野を融合して推進

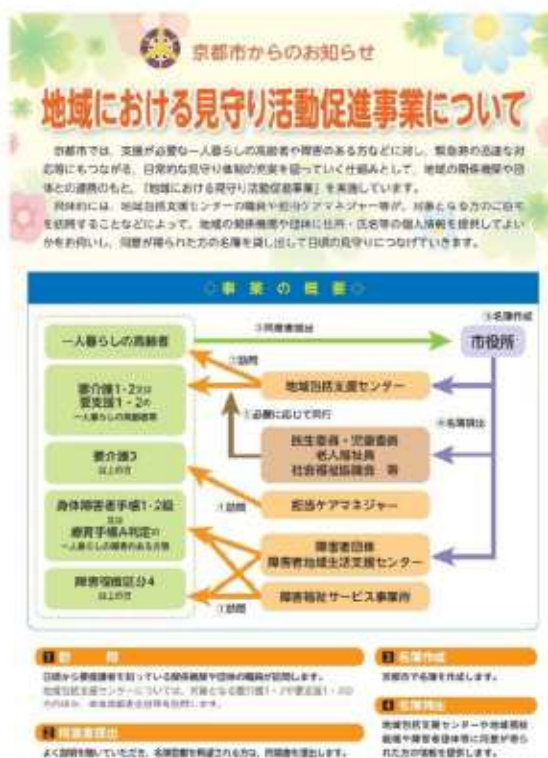


基本計画に基づく福祉施策の具体的な取組①

＜地域福祉＞

政令市トップの充足率となっている「民生委員・児童委員」や、地域での取組を積極的に進めている「市・区・学区社会福祉協議会」など、地域の皆様の福祉への高い御理解のもと、「京都市地域福祉推進指針」に基づき、地域ぐるみで支え合う福祉のまちづくりを推進

- 支援が必要な高齢者や要介護者、障害のある方等の見守り体制の充実を図る「地域における見守り活動促進事業」を開始（平成24年7月）
- 災害時に配慮が必要な方のための「福祉避難所」の市内200箇所指定に向け、取組を推進



基本計画に基づく福祉施策の具体的な取組②

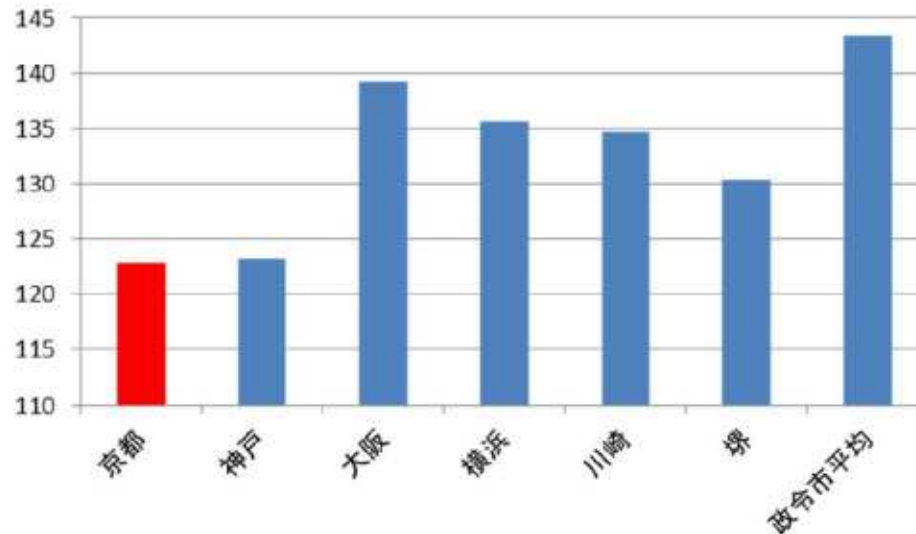
＜生活保護＞

市民生活の「最後のセーフティネット」として、「自立支援」「不正受給対策」「制度の抜本改革に向けた国への政策提言」の3本柱により、「必要な人に必要な保護」を実施する適正な制度運営

- 就労支援、不正受給対策などに積極的に取組、保護世帯の伸び率は政令市で最も低い水準
- 国家予算要望、政令市長会等、あらゆる機会を通じて積極的に国に提言

ケースワーカーの体制を確保し、就労支援や不正受給対策などを積極的に行い、生活保護世帯は政令市の中で最も低い伸び率

生活保護世帯数の伸び率(平成19年⇒平成24年)



「いのち」を守り抜く決意を中心に据え、不正受給への断固とした姿勢を表現した不正受給対策ポスター



京都市保健福祉局

基本計画に基づく福祉施策の具体的な取組③

＜障害者福祉＞

障害者権利条約の批准に向けた障害者制度の見直しや障害のある市民や家族のニーズを踏まえ、「支え合うまち・京のほほえみプラン」に基づき障害者福祉施策を推進

- 障害福祉サービスの利用者負担軽減策やサービス事業者への運営安定化策など障害児・者の福祉サービスの利用を総合的に支援する「新京都方式」の実施(平成19年)
- 障害のある人の福祉的就労の底上げ(工賃向上)を図る「はあと・フレンズ・プロジェクト」の推進(平成23年)
- 「ほほえみ広場」開催(平成23年)等、市民交流と障害のある人への理解のための啓発の促進(平成23年) など



エミー

障害のある方の理解と社会
参加推進のためのイメージ
キャラクター



京都市保健福祉局

基本計画に基づく福祉施策の具体的な取組④

＜高齢者福祉＞

「京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、介護サービスの拡充等、高齢者が住み慣れた地域で生活できるまちづくりを推進

- 介護保険制度創設以降、各サービスの利用者数は着実に増加
- 「京都市版地域包括ケアシステム」の構築
 - ・ 「高齢サポート(地域包括支援センター)」を中心に、一人暮らし高齢者の全戸訪問(平成24年6月～)などを通じた地域の支援ネットワークづくり
 - ・ 地域に密着した特別養護老人ホーム、ケアハウス等の入所施設整備
 - ・ 「成年後見支援センター」の設置等、権利擁護の取組

■ 介護サービスの利用者数



「高齢サポート(地域包括支援センター)」シンボルマーク



京都市保健福祉局

基本計画に基づく福祉施策の具体的な取組⑤

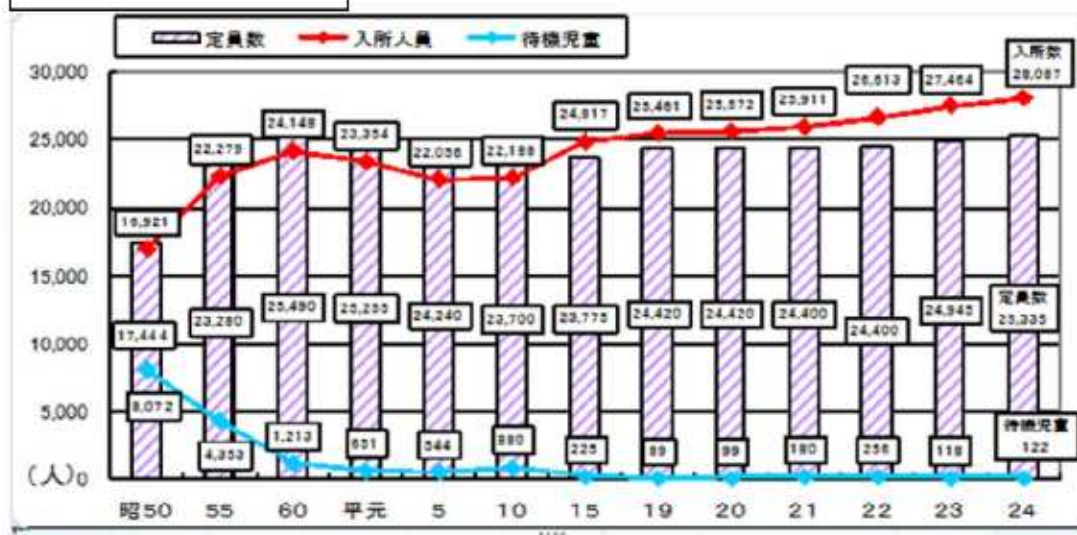
＜児童福祉＞

「子どもを共に育む京都市民憲章」、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定するとともに、「京都市未来子どもプラン」に基づき、子育て支援施策を強力に推進

- 民間保育園のご協力により、就学前児童数に対する政令市トップクラスの保育所定員（42.1% 第2位）
- 学童クラブ機能と子どもたちの自由来館機能を一元化した本市独自の「一元化児童館」130館の整備 など



保育所入所状況等の推移



福祉サービスに対する需要と京都市財政

福祉サービスに対する需要は顕著に伸びており、平成3年度に926億円であった社会福祉関係会費は、平成24年度当初予算では2,327億円と、2.5倍に増加

一方、一般財源収入は、平成12年度をピークに、平成6年度の水準まで下落



市民の皆様に真に安心していただける福祉社会を構築していくためには、十分な点検・検証の上で、社会経済状況に応じた改革を進めていく必要がある。



保福総 第 76 号
平成24年10月30日

京都市社会福祉審議会
委員長 森 洋一 様

京 都 市 長 門 川 大 作
(担当 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)

京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方
及び敬老乗車証制度の今後の在り方について（諮問）

1 京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について

本市におきましては、身体に障害のある市民が、再び住み慣れた地域及び家庭で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう一貫した体系の下、リハビリテーション施策を実施する総合施設として、政令市に先駆けて、「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を昭和53年に設置しました。

この間、医療制度におけるリハビリ病床の状況変化や、障害者保健福祉における様々な制度改革、更には高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」など、リハビリテーション行政を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」をはじめ、本市のリハビリテーション行政についても、こうした環境の変化に対応し、新たな在り方を検討していく必要があると考えています。

2 敬老乗車証制度の今後の在り方について

本市におきましては、長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者の皆様に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し、生きがいに役立てていただくため、70歳以上の市民の方に、市バス・地下鉄等を自由に乗車いただける「敬老乗車証」を交付しています。

本制度については、民営バスの適用拡大など、改善を求める要望をいただいている一方で、高齢化の進行に伴い、本制度に要する経費は年々増大しています。

他の政令市においても様々な改革が行われる中、本市においても、利便性の向上や利用対象者の増加を踏まえた持続可能性の確保のための給付内容、受益者負担のあり方など、多面的な検討が必要となっています。

こうした点を踏まえ、「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方」及び「敬老乗車証制度の今後の在り方」について、諮問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

資料ウ 諮問「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について」



＜京都市におけるリハビリテーション行政の現況＞

身体障害者を対象とした施策としてリハビリテーションの推進を図るため、昭和53年に「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を設置し、以来、障害者が在宅復帰するための支援を行ってきた。

本市における障害者分野の地域リハビリテーションの中核機関として、4つの部門が身体障害者への一連のサービスを総合的に提供している。

＜センターの概要＞

(1) 身体障害者更生相談所

医学的、心理的又は職能的な相談・判定、関係機関等に対する研修・指導の実施等

(2) 障害者支援施設

病院などで急性期及び回復期の治療及び訓練を終えた方に社会復帰又は生活の自立に必要な訓練を行う施設

(3) 補装具制作施設

補装具又は日常生活用具の制作、研究及び開発を行う施設

(4) 附属病院

整形外科、神経内科及び泌尿器科を中心とした外来診療部門並びに40床の病棟を備えた治療及び機能回復訓練のための施設



京都市保健福祉局

<論点>

○ 医療制度におけるリハビリ病床の状況変化

～平成12年「回復期リハビリテーション病棟」制度の創設～

○ 障害者保健福祉における様々な制度改革

～「障害者自立支援法」以降, 3障害一体となった障害保健福祉サービスの提供～

○ 高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」推進の必要性



「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」をはじめ, 本市のリハビリテーション行政についても, こうした環境の変化に対応し, 新たな在り方を検討していく必要があるのではないか



京都市保健福祉局